The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	司法ソーシャルワーク実効化の司法政策の研究
Author(s)	吉田, 直起
Citation	大阪大学, 2022, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/87774
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　吉田　直起　）	
論文題名	司法ソーシャルワーク実効化の司法政策の研究

論文内容の要旨

本論文は、法テラス（日本司法支援センター）において常勤で活動するスタッフ弁護士による特徴的な弁護士活動である「司法ソーシャルワーク」を「適切性」、「安定的定着」の二つの視点から検討するものである。

司法ソーシャルワークは法テラス法律事務所において常勤で活動するスタッフ弁護士によって中心的に取り組まれている弁護士活動である。その特徴として、自発的に司法にアクセスすることが困難な人々へスタッフ弁護士の側からアクセスし、支援につなげていく「アウトリーチ」、そしてスタッフ弁護士が他の専門職と協働することで、法的問題の解決のみならず包括的支援を提供する「多職種協働」が挙げられる。

この司法ソーシャルワークはスタッフ弁護士の実践が嚆矢となって発展した弁護士活動であり、これまでにスタッフ弁護士によって数多くの実践報告なされている。また、理論的研究の面において、司法ソーシャルワークは弁護士論、司法アクセス論の文脈で注目を浴び、アウトリーチや多職種協働を中心に研究が進められている。

本論文では、これらの実践報告、先行研究が司法ソーシャルワーク発展にとって多くの知見を提供しているものの、司法ソーシャルワークの発展を議論するためには、前提として司法ソーシャルワークが、支援の受け手である当事者（支援対象者）にとって適切な活動であるかを今一度検討すべきであるという立場を採る。司法ソーシャルワークで提供される支援が当事者にとって適切であるかどうかをどのように見出していくか、そして適切な支援提供を害する可能性があるときにどのような手当てがなされるかについて確認したうえで、いかに司法ソーシャルワークを浸透、発展させていくか、その方途について議論していく。

本論文は以下のように、２部構成を採る。

第１部「司法ソーシャルワークにおける支援対象者の自律性」では、司法ソーシャルワークが、その制度背景と特徴的な実践方法から福祉国家的性質を持つものであること、そして、福祉国家的介入が前提となるためこの活動では支援の対象となる人々の自律性に注意を払う必要があることを指摘する。

そこで、支援の対象者となる人々の自律性を活性化する福祉国家的介入の在り方を検討する手がかりとして、法律扶助について実践と理論の蓄積が豊富なアメリカの議論の中でも、特にProgressive Lawyeringという弁護士活動の潮流に依拠し、これらの議論から依頼者を実務に参加させることで自律性を見出す方法と、生活の安定化により自律性を回復する方法を抽出し、我が国の文脈に合うように分析枠組みを設定する。それを基に、司法ソーシャルワークの実践例を検討し、スタッフ弁護士が支援対象者の自律性をどのように捉えているか、いかに彼らの自律性を手当てした活動を採っているかを考察する。

次に、第２部では「司法ソーシャルワークの安定的定着」を論じる。前半部「ネットワーク型多職種協働における二つの展開可能性」において、司法ソーシャルワークが持つ特徴のひとつである「多職種協働」に焦点を当てる。スタッフ弁護士と連携機関との協働形態を、契約や雇用ではなく非公式な関係のもとでアドホックに形成される「ネットワーク型協働」であると位置付け、このタイプの協働についてのアメリカの議論を参照する。そして、ネットワーク型協働には個々の依頼者への「個別支援」と特定のグループや団体への支援を目的とし、そのための体制整備といった視点を持つ「コミュニティワーク」の二つの活動方法があることを確認した上で、ネットワーク型協働がもたらすメリットと問題点を指摘する。

そして、第２部後半「『待機型事務所』を通した法テラスの人事政策」では、スタッフ弁護士が所属する法テラス事務所の種類とそれぞれの事務所における活動形態を整理し、その上で、法テラス事務所の一般的な分類に適合しない「待機型事務所」の存在を指摘する。そして、この待機型事務所が発生した地理的背景と、待機型事務所がスタッフ弁護士配属の人事調整の場として政策的に機能していることを明らかにしたうえで、待機型事務所で取り組まれている司法ソーシャルワークとは別個の法テラス特有の弁護士活動の実践を紹介する。

最後に、「むすびにかえて」でこれまでの検討結果を振り返る。司法ソーシャルワークの実効化にとって重要になるその活動の適切性の確認の仕方を改めて検討し、司法ソーシャルワークを安定的に定着させる方途についてまとめる。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　吉田　直起　）			
論文審査担当者		（職）	氏　名
	主 査	教授	仁木　恒夫
	副 査	教授	福井　康太
	副 査	教授	名津井　吉裕

論文審査の結果の要旨

１．論文の構成と概要

吉田直起氏の提出した博士学位請求論文「司法ソーシャルワーク実効化の司法政策の研究」は、法テラス法律事務所に所属するスタッフ弁護士の特徴的な活動である「司法ソーシャルワーク」について、民間の弁護士の活動にはない固有の価値が一般的に承認されるにとどまっているのに対して、その新たな特徴に内在する異質な要素の問題をふまえながら、より適切かつ安定的に実践されるための条件を明らかにしようとするものである。

本論文は次のような内容で構成されている。全体は、司法ソーシャルワークの福祉国家的・介入主義的な性質をおさえたうえで、どのように支援対象者の自律性を確保することが可能なのかを論じる「第1部　司法ソーシャルワークにおける支援対象者の自律性」と、その活動の属人性が指摘される多職種協働がより制度的な安定性を確保し（「ネットワーク型多職種協働の二つの展開可能性」）全国的な法テラス法律事務所の人員配置を調整する（「『待機型事務所』を通した法テラスの人事政策」）ための政策的視点を提示する「第2部　司法ソーシャルワークの安定的定着」とから構成されている。

まず「第1部　司法ソーシャルワークにおける支援対象者の自律性」は、福祉国家的・介入主義的な司法ソーシャルワークの実践が、どのように支援対象者の自律性を確保するのかについて、アメリカの法律扶助事務所の弁護士によるProgressive　Lawyeringに関する議論を丁寧に検討したうえで、そこで獲得された理論枠組を日本の状況に適合するように調整し、司法ソーシャルワークの複数の事例において検討をおこなう（「第2章　司法アクセスに困難を抱える人々への法的支援」）。アメリカのProgressive　Lawyering論については、おもにAlfieriとShdaimahを中心に検討をおこなっている。Alfieriは、法律扶助事務所の弁護士がその利用者を疎外し自律的参加を阻む実践構造を明らかにし、これを利用者の参加へと転換させていく反省的弁護士活動のあり方を提示する。そうすることで、法実践への支援対象者の自律的参加を達成しようとするのである。しかし、吉田氏によると、ここには支援対象者の観点が十分には反映されていない。これを補完するのがShdaimahによる、多様な生活背景をもつ支援対象者の生活コンテクストのなかで自律性をとらえようとする議論なのである。こうして、その自律性が無視されがちな支援対象者に対して、弁護士の法実践に自律的に参加する途と支援対象者の生活全般のなかで自律が実現できるように弁護士の法実践へかかわる途とが示される。

この枠組をもとに、日本の司法ソーシャルワークでの実践例を検討する（「第3章　司法ソーシャルワークの事例分析」）。ここでは「知的障碍者の債務整理事件」「ゴミ屋敷に居住する高齢者の多重債務整理事件」「多問題家族の財産管理をめぐる事件」の3件が検討される。なお、これらの事件は、二次資料をもとにしているが、吉田氏はさらに聞き取り調査を実施し、より詳細な事件構成をおこなっている。そして、最初の2つの事件は、ここで獲得した枠組により説明可能であるが、最後の「多問題家族の財産管理をめぐる事件」は、家族の干渉により支援対象者の生活コンテクスト内部で自律性を確保するのがきわめて困難な状況にあり、そうした局面においてスタッフ弁護士は、支援対象者の意志の変容を予期し、いつでも迅速に対応できるよう、長期の構えで機会を待つことが必要であることが指摘される。

次に「第2部　司法ソーシャルワークの安定的定着」は、「ネットワーク型多職種協働の二つの展開可能性」と「『待機型事務所』を通した法テラスの人事政策」の二つの側面で司法ソーシャルワークの司法政策的な特徴を明らかにする。前半の「ネットワーク型多職種協働の二つの展開可能性」では、まず、司法ソーシャルワークの特徴の1つである多職種協働を、アメリカの議論をもとに4つに分類された協働形態のうち「ネットワーク型協働」であ

ると性格づける（「第2章　弁護士と『協働』」）。アメリカの同種の実践例をみると、このなかには個別的支援とコミュニティワークという二つのタイプのものがふくまれることを明らかにする（第3章　アメリカにおける多職種協働の現状と実践）。そして、アメリカの実践例にみられる協働のメリットと問題点を検討したのち（「第4章　アメリカにおける多職種協働の評価」）、日本の司法ソーシャルワークにも個別的支援とコミュニティワークの特徴をもつ活動がみられるとともに、この両者が密接に関連することを指摘する（第5章　司法ソーシャルワークの実践とアメリカの多職種協働）。

これに続く後半の「『待機型事務所』を通した法テラスの人事政策」では、まず、法テラスおよび法テラス法律事務所の諸形態を整理し、司法ソーシャルワークが実践される活動拠点の位置づけを明らかにする（「第2章　法テラスの組織構造」）。しかし、吉田氏の調査によると、この分類整理には適合しない「待機型事務所」と呼ばれる法テラス法律事務所が存在するという。それは、大阪という都市部に設置されているものの、すでに大阪弁護士会の大阪弁護士会高齢者・障碍者総合支援センターが司法ソーシャルワークに該当する活動を定着させていることもあり、全国のスタッフ弁護士の配属を調整するための一時的な待機場所として機能している（「第3章　『待機事務所』」）。そして、このような待機事務所では、司法ソーシャルワークはおこなわれていないが、他の法テラス法律事務所と連携しておこなう特徴的な活動があることが紹介されている（「第4章　待機事務所における特徴ある弁護士活動」）。

以上、本論文は、①法テラス法律事務所のスタッフ弁護士が展開する司法ソーシャルワーク活動について、福祉国家的な性格をもつことを自覚しつつ、支援対象者の自律性を確保するための指針を示すことで「適切性」を実現し、②司法ソーシャルワークの特徴の1つである多職種協働を、個別的支援とコミュニティワークの二つの側面からとらえなおし、その相互の結びつきを強調すること、そして異質な待機型事務所もふくめた総体的な法テラス法律事務所政策への注意をうながすことにより「安定的定着」を示唆する。理論的・経験的な検討をへた意欲的な労作である。

２．評価

司法ソーシャルワークについては、「アウトリーチ」と「多職種協働」という目新しい特徴が繰り返し肯定的に報告されてきている。そうした議論状況に対して、本研究は3つの側面からこれまでにない新しい観点を導入し、理論的かつ経験的な検討をふまえて、司法ソーシャルワーク活動の可能性をあらためて明らかにし、司法政策的な提言をおこなうものである。

第一に、本研究は司法ソーシャルワークにおける支援対象者の自律性の確保のあり方を明らかにしている。この司法ソーシャルワークは、社会福祉士の職歴をもつ弁護士によって実験的におこなわれた特徴的な弁護士活動を契機として、その後、法テラス法律事務所のスタッフ弁護士の独自の活動として全国に広く普及していった。そうした経緯にも顕著にあらわれているその福祉国家的・介入主義的な性格は、もっぱら肯定的に言及されてきており、そこに支援対象者の自律性を阻害する危険があることについて、これまで自覚的に対象化され検討されることはほとんどなかった。本研究は、こうした問題意識に基づき、そうした危険性に注意を払いつつ支援対象者の「自律性」を確保する弁護士活動の可能性を、理論的かつ経験的に明らかにする。

第二に、本研究は、二種類の多職種協働が相互に結びついていることを明らかにしている。これまで漠然と多職種協働とされてきた活動に個別的支援とコミュニティワークの二種類がふくまれるが、後者のコミュニティワークは個別的支援の基盤整備もその一部とされており、スタッフ弁護士および法テラス法律事務所において、そうした理解を共有することによって、基盤整備のコミュニティワークが重視されネットワークが安定化することを指摘する。多職種協働に必要なネットワークの維持は、法テラス法律事務所の職員によって維持される側面があることは先行研究で指摘されているが、スタッフが転勤により流動する制度枠組を前提とすると、法テラス法律事務所総体としてこうした両側面の連関を意識した活動が、多職種協働をより強固なものにすることを示唆する。

第三に、司法ソーシャルワークを担うスタッフ弁護士を全国に適切に配置するために、通常の法テラス法律事務所とは異なる待機型事務所の存在を明らかにしている。司法ソーシャルワークを実践することが想定されている都市の法テラス法律事務所が、それに代替する民間の弁護士の活動が存在することから、全国のスタッフ弁護士の配属・異動を調整する機能を果たしているとするが、こうした不規則な法テラス法律事務所の設営の重要性とともに、この事務所においても法テラス法律事務所に独自の活動もみられることが示されているのである。

本論文は、自律の概念について十分に論じられていない。またコミュニティワークにふくまれる活動をより慎重に検討することが望ましい。それに全体としてまだ粗削りな点も散見する。しかし、総合的に評価すれば、本研究は、司法ソーシャルワークの実務および学界に、新しい知見を提供し貢献するものといえ、本論文により博士（法学）の学位を授与するに十分に値すると審査委員は全員一致で判断する。本論文に剽窃がないことを確認した。